

創業時にホームページを開設する人・キャッシュレス決済を導入する人

はままつ起業家カフェ運営協議会 新規創業者向け ICT 活用販路開拓事業費補助制度

令和8年度 ICT 活用販路開拓事業費補助金のご案内

浜松市内で初めて開業した方や創業後間もない方が会社組織に移行した場合を対象に、新たに開設するホームページの作成経費やキャッシュレス決済導入費用の一部を補助します。



1. 補助対象者

次の要件を全て満たしていること

(1) 次のいずれかの要件を満たす者

- ① 令和8年4月1日～令和9年3月31日までの間に、市内で中小企業者として初めて創業した個人
- ② 令和8年4月1日～令和9年3月16日までの間に、中小企業者として初めて会社を設立した者が代表者である法人。ただし、設立の時点で事業を営んでいない者又は開業後5年未満であった者が代表であること。

(2) 開業日(個人開業日又は会社設立日)までに、浜松市の特定創業支援等事業による支援を受けた者またはその者が代表者である法人

(3) 特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明の交付を受けた者またはその者が代表者である法人

(4) 個人にあっては住民登録が、法人にあっては法人の本店登記が市内であること。

(5) 市税の滞納が無い者

※中小企業の場合、発行株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が有している場合もしくは発行株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している場合を除く。

※開業の時点で既に別の法人の代表権を持つ者や、別の法人を設立済みの別の個人事業を開業済みの者を除く。

※風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第13項に規定する接客業務受託営業に該当する事業を除く。

※暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が営む事業を除く。

2. 補助対象期間

開業日の60日前から令和9年3月31日まで

3. 補助対象経費

(1) ホームページの作成・改修に要する外部委託経費

新たに開設するホームページの作成又は既に開設しているホームページを変更する場合の外部委託経費(税、振込み手数料は対象外)

※補助対象期間に見積、納品、請求、支払いを完了させ、ホームページを公開することが必要です。

※委託先は事業としてホームページの作成代行を実施している事業者に限ります。

(ホームページを自ら作成する場合や委託先が事業として実施していない個人・法人である場合は対象外)

※ホームページを変更する場合は、大規模な変更を対象とします。軽微な変更は対象外です。

(例: 全面リニューアル、外国語への対応、ECサイト(ネットショップ)構築等)

※パソコン、プリンタ等の設備費や通信費、ドメイン・サーバ維持費等の維持管理経費は対象となりません。

※作成するホームページは、専らSNSやブログ等の既存サービスを利用した形態又は他のホームページ(ショッピングサイトやブログサイト等)の一部ではないことが必要です。

※原則、作成するホームページに企業情報(所在地、連絡先、事業内容等)を掲載する必要があります。

(2) 電子決済を行うための端末本体機器・専用付属品の購入に要する経費

※補助対象期間に見積から支払いを完了させ、キャッシュレス決済の加盟店手続きが終了し、機器を設置して決済可能な状態であることが必要です。汎用機器(タブレット、スマートフォン、パソコン等)、ネットワーク機器、工事費、手数料、ソフト等の購入、リース・レンタル料金、消耗品は対象となりません。

4. 補助金額

○ ECサイトを含む場合 補助率: 補助対象経費の1/2以内 補助限度額: 150,000円

○ ECサイトを含まない場合 補助率: 補助対象経費の1/2以内 補助限度額: 100,000円

※ キャッシュレス決済の導入に要する設備の購入経費と合算した金額とします。

※ 予算の範囲内において、受付順で審査し、補助金を交付します。予算が無くなり次第受付を終了します。

【はままつ起業家カフェとは】 浜松市、(公財)浜松地域イノベーション推進機構、浜松商工会議所の3支援機関の協同により、浜松商工会議所に設置するはままつスタートアップの創業支援総合窓口です。

5. 申請スケジュール

(1)【浜松市の特定創業支援等事業による支援】

浜松市内の創業支援機関から、1月以上にわたって4回以上支援を受けることが必要です。

※支援及び証明書の交付に時間を要します。開業の準備は並行して進めてください。

補助対象となるホームページの作成は、開業日の60日前から着手することができます。

※個人にあっては事業主本人が、法人にあっては代表者が支援を受けることが必要です。

(2)【証明書の交付】

証明書を申請し、交付を受けてください。申請窓口：浜松市産業振興課(はままつ起業家カフェ内)

※申請から交付まで10日間程度を要します。開業日までに支援を受ける必要があります。

(3)【ホームページの作成・キャッシュレス決済の導入手続き】

外部業者に委託して、ホームページの作成やキャッシュレス決済の導入を行います。

※開業日の60日前から着手することができます。事前にははままつ起業家カフェに連絡し、内容について確認を受けてください。

(4)【申請書の提出】

補助金の交付に必要な申請書類を、はままつ起業家カフェに直接提出してください。

締切:令和9年3月31日19時00分

※申請書は、はままつ起業家カフェで配布していますが、ホームページからもダウンロード可能です。

※受付順で審査し、補助金を交付します。予算が無くなり次第受付を終了しますので、事前にご確認ください。

<提出書類>

《申請者が法人・個人共通》

補助金交付申請書 1部

補助対象経費の支払いを証明する書類 各1部

・見積書・請求書・領収書等のコピーを提出してください。

市税の納税証明書 1部 窓口…市役所、区役所、行政センター、支所、協働センター、市民サービスセンター等

ア 申請者が個人の場合

・事業主個人の市税の納税証明書(令和7年度課税分。6月以降は、令和7年度分と令和8年度分)

イ 申請者が法人の場合

・すべての市税の納付期限が未到来の法人

→代表者個人の市税の納税証明書(令和7年度課税分。6月以降は、令和7年度分と令和8年度分)

・すでに市税の納付がある法人→法人市税の納税証明書

特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明 1部

・個人にあっては事業主本人が、法人にあっては代表者本人が開業日までに支援を修了していることが必要です。

窓口…浜松市産業振興課 創業支援グループ (はままつ起業家カフェ)

作成後のホームページを全て印刷したもの

・既存のホームページを変更する場合は、変更前のホームページを全て印刷したものも提出してください。

補助対象となるキャッシュレス決済端末本体機器及び決済端末に関連する機器の仕様が分かるカタログ等

補助対象となるキャッシュレス決済端末本体機器及び決済端末に関連する機器の設置状況が分かる写真等

《申請者が法人の場合》

登記事項証明書(履歴事項全部証明書) 1部 窓口…法務局

・申請時点で発行後3か月以内のものを提出してください。(コピー不可)

法人設立(変更)等届出書(控)のコピー 1部

・法人設立後に浜松市へ提出した届出書(受付印押印済みのもの)のコピーを提出して下さい。

窓口…浜松市財務部市民税課 法人担当(浜松市元目分庁舎(中央区元目町120-1))

個人事業の開業・廃業等届出書(控)のコピー(法人成りした場合のみ) 各1部

・個人開業及び廃業時に、税務署に提出した届出書控えのコピーを提出してください。

※電子申請により届け出た場合は、受信通知等、受付されたことが確認できる通知も添付してください。

《申請者が個人の場合》

住民票の写し 1部

※申請者が浜松市民であること。申請時点で発行後3か月以内のものを提出してください。(コピー不可)

窓口…市役所、区役所、行政センター、支所、協働センター、市民サービスセンター等

個人事業の開業・廃業等届出書(控)のコピー 1部

・個人開業時に、税務署に提出した届出書の控えのコピーを提出してください。

※電子申請により届け出た場合は、受信通知等、受付されたことが確認できる通知も添付してください。

その他起業家カフェが必要と認める書類

(5)【交付決定】→【請求】→【補助金支払】

受付後に審査を行い、交付が決定された人には、交付決定通知書と補助金申請書の用紙を送付します。

その後、交付決定通知書に基づき補助金請求書を提出してください。

請求書を受領後、指定された口座に補助金を支払います。

(6)【実績報告】

補助金の交付を受けた人は事業の状況について、照会・報告をお願いします。

【事務局】

はままつ起業家カフェ

〒432-8036 浜松市中央区東伊場二丁目7番1号 浜松商工会議所会館1階

電話 053-525-9745 FAX 053-525-9746

E-mail: sogyo@hama-cafe.jp HP: <https://www.hamamatsu-startup.com>